

議案第 8 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例

(かすみがうら市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市監査委員条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 2 1  
号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」  
に改める。

(かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2  
年かすみがうら市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第  
2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)  
第3条 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。